

宇都宮市特定建設工事共同企業体取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の適正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 工事の発注にあたっては、単体発注を原則とし、共同企業体の活用は、技術力の結集等により、効果的施工の確保ができると認められる場合のみとする。

(対象工事の種類及び規模)

第3条 対象工事の種類及び規模は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

ただし、次に該当する場合であっても、単独企業による施工が十分確保できると認められる場合は、単体発注とすること。

(1) 種類

ア 技術的難度の高い工事

イ 特殊工法を内容とする等により市内建設業者の技術の習得の促進に寄与すると認められる工事

(2) 規模

ア 土木構造物工事 1件の設計金額が2億円以上のもの

イ 建築物工事 1件の設計金額が3億円以上のもの

ウ 造園工事 1件の設計金額が1億円以上のもの

エ 設備等工事 1件の設計金額が2億円以上のもの

オ 土木構造物の解体工事 1件の設計金額が2億円以上のもの

カ 建築物の解体工事 1件の設計金額が3億円以上のもの

キ その他工事の規模、性格等により必要と認められる工事

2 前項に掲げるもののほか、工事の性格、内容等を総合的に勘案の上、共同企業体による施工が必要であると認められる工事については、共同企業体により施工することができることとする。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、原則として3者以内とし、次の各号に掲げるとおり

取り扱うこととする。ただし、工事が大規模であって、かつ、技術的難度の高いと認められるものについては、5者以内とすることができる。

(1) 土木構造物工事	2億円以上	4億円未満	2者
	4億円以上		3者
(2) 建築物工事	3億円以上	5億円未満	2者
	5億円以上		3者
(3) 造園工事	1億円以上	3億円未満	2者
	3億円以上		3者
(4) 設備等工事	2億円以上	4億円未満	2者
	4億円以上		3者
(5) 土木構造物の解体工事	2億円以上	4億円未満	2者
	4億円以上		3者
(6) 建築物の解体工事	3億円以上	5億円未満	2者
	5億円以上		3者

(構成員の組合せ)

第5条 共同企業体の構成員の組合せは、原則として、等級格付けが宇都宮市入札参加資格等に関する要綱第7条に規定するA等級に属する者の組合せとする。ただし、発注者が十分な施工能力を有し、適正な共同施工が確保できると認めたときは、B等級に属する者を含めた組合せとすることができる。なお、格付けを行わない工種の構成員の組合せについては、構成員間の施工力、経営力の均衡に留意するものとする。

2 B等級に属する者を含めた組合せとする場合、B等級同士の組合せは認めないこととし、B等級の構成員数は、共同企業体構成員数の2分の1を上回らないものとする。

(出資比率)

第6条 共同企業体の構成員1社当たりの出資比率の最小限度基準は、構成員の数に応じ、次の各号に定めるところによる。

- (1) 2社の場合 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 20パーセント以上
- (3) 4社の場合 15パーセント以上
- (4) 5社の場合 10パーセント以上

(企業体の結成方法等)

第7条 契約課長は、共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめその旨及び次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 共同企業体の結成の方式及び工事の概要
- (2) 提出書類及びその提出期限

2 共同企業体は、建設事業者の間で自主結成するものとする。この場合において、同一工事において2以上の共同企業体の構成員となることができない。

3 前項の規定により結成された共同企業体は、その代表者となるべき建設事業者を1者選定しておくものとする。

4 第1項第2号の提出書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特定建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書

（入札参加資格申請手続）

第8条 共同企業体を結成したときは、指定の期日までに前条第4項に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（共同企業体の有効期間）

第9条 市が契約した共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後3か月を経過した日までとする。ただし、当該工事について契約不適合責任がある場合には、各構成員は、有効期間の経過後もなお連帯してその責めを負うものとする。

2 当該工事につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものの有効期間は、当該工事の契約が締結されたときをもって終了するものとする。

（実施要領の提出）

第10条 市の工事を受注した共同企業体の代表者は、契約締結の日から5日以内に特定建設工事共同企業体協定書第9条及び第19条に基づく実施要領を市長に提出しなければならない。

（入札書等の表示）

第11条 入札書及び契約書に表示する共同企業体の名称は、次のとおりとする。

〇〇 建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役
氏 名

〇〇建設株式会社 代表取締役

氏 名

(補 則)

第 1 2 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 宇都宮市特定建設工事共同企業体取扱要領（平成元年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。